

第35回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年5月27日（金）午後1時30分

2. 場 所 大樹町役場委員会室（4階）

3. 出席委員 17名

1	柚原 千秋	2	富倉 浩之	3	片岡 文洋
4	宮嶋 敏男	5	太田 福司	6	竹内 稔
7	原口 武実	8	宮本 明夫	9	吉田 義明
		11	向井 良治	12	吉田 洋一
13	穀内 和夫	14	守澤 芳弘	15	牧田 日出男
16	金曾 浩文	17	金丸 栄省	18	鈴木 正喜

4. 欠席委員 1名

10	今村 昭仁
----	-------

5. 議事日程

日程第1 農業委員会業務報告について

日程第2 議案第29号 農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について

日程第3 議案第30号 農地法第4条の規定による許可について

日程第4 議案第31号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

6. 事務局 吉田事務局長、井本主任主査、高橋主査

7. 閉会時間 午後2時34分

8. 会議の概要

議長	<p>ただ今の出席委員は17名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、第35回大樹町農業委員会総会を開きます。</p> <p>会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、6番 竹内稔委員、7番 原口 武実委員を指名いたします。</p> <p>日程第1、農業委員会、業務報告を行います。</p> <p>事務局より内容説明を求めます。</p>
吉田局長	<p>(議案に基づき業務報告を説明)</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p> <p>日程第2、議案第29号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認についての件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
吉田局長	<p>議案第29号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について提案説明を申し上げます。</p> <p>今回ご審議頂きます合意解約成立状況の確認は2件でございます。申し出のありました「合意解約届」について、農地法に基づき、合意解約が成立しているかの確認についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、番号1番から2番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
高橋主査	<p>(議案に基づき番号1番及び2番を説明)</p> <p>なお、申請番号1番・2番について、別紙、確認書において、農地法第18条第1項第2号に規定する、農地の引渡しを行う期限の6か月以内に成立した合意解約により、知事の許可を必要としない合意解約となりますので、本件については成立しているものと考えられます。</p>

	<p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第29号、申請番号1番及び2番の農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認についての件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p>
議長代理	<p>鈴木会長が、農委法第31条の規定に基づき、議事参与の制限を受けるため、議事進行が変わります。</p> <p>日程第3、議案第30号、「農地法第4条の規定による許可について」の件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
吉田局長	<p>議案第30号農地法第4条の規定による許可についての提案説明を申し上げます。</p> <p>今回ご審議頂きます農地法第4条の規定による許可については1件でございます。</p> <p>内容は、バンカーサイロなど農業用施設建設のための農地転用の1件でございます。</p> <p>その申請内容の可否について審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p>
議長代理	<p>それでは、申請番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
高橋主査	<p>(議案に基づき番号1番を説明)</p> <p>また、別紙に、チェックリスト・施設の配置図等を添付しておりますので、ご参照いたします。</p> <p>なお、本件は、申請面積が3,000㎡を超えないため、北海道農業会議「常設審議委員会」への意見聴取は省略可能となりますので、本総会でお認めいただければ許可できる案件であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長代理	<p>次に、調査班より調査報告を求めます。</p> <p>第4班・班長、穀内和夫 委員から報告願います。</p>
穀内委員	<p>5月18日に(氏名)の立会のもと現地調査を実施しました。</p> <p>申請は、経営規模の拡大に伴い、新たにバンカーサイロ1基を建設するものです。</p> <p>既存バンカーサイロとの位置関係から他の代替地もなく、営農には支障を及ぼさないことを現地調査で確認しました。</p> <p>また、農地転用の立地基準及び一般基準を満たしており、班では許可相当と判断いたしました。</p> <p>ご審議の程、よろしく願います。</p>
議長代理	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第30号、農地法第4条の規定による許可についての件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p>
議長	<p>次に、日程第4、議案第31号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
吉田局長	<p>議案第31号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の提案説明を申し上げます。</p> <p>今回ご審議頂きます案件は7件でございます。</p> <p>内訳は、所有権移転1件、新規の賃貸借が2件、更新の賃貸借4件でございます。</p> <p>所有権移転の1件は4月16日開催した農地等あっせん委員会の萌和地区の農地1筆でございます。</p>

	<p>申請内容の可否について審議賜りたく提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、申請番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
高橋主査	<p>議案第31号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。</p> <p>(議案に基づき番号1番を説明)</p> <p>申請番号1番について、別紙に、農業経営基盤強化促進法第18条調書を添付し、利用権の設定等を受ける者の経営面積、農作業従事日数などを記載しております。</p> <p>なお、同法第18条第3項の各要件は、全て満たされていることを報告します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>次に、申請番号1番の内容について、調査班より調査報告を求めます。</p> <p>第4班班長、穀内和夫委員から報告願います。</p>
穀内委員	<p>地区委員を通じて、萌和地区農事組合に承知し、売買公募をおこないました。</p> <p>買受者は、あっせん希望者の(氏名)に会議で決定しました。</p> <p>過去の売買実例から単価を決定し、(氏名)の畑は、総額(金額)円であっせん価格を決定し、両者に内容を提示し了承を得ました。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>以上で、報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第31号、申請番号1番について、「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>

	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、申請番号2番から6番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
高橋主査	<p>(議案に基づき番号2番から6番を説明)</p> <p>申請番号2から6番について、別紙に、農業経営基盤強化促進法第18条調書を添付し、利用権の設定等を受ける者の経営面積、農作業従事日数などを記載しております。</p> <p>なお、同法第18条第3項の各要件は、全て満たされていることを報告します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、申請番号2番及び3番の内容について、地区担当委員より報告を求めます。地区担当委員の今村昭仁委員が欠席のため、金曾浩文委員より報告を求めます。</p>
金曾委員	<p>2番について地区担当は今村委員であります。本日欠席のため引継ぎを受けておりますので、今村委員に代わり私の方から報告させていただきます。</p> <p>農用地利用集積の申し出があったため、地区に周知し、(氏名)としました。</p> <p>賃貸借期間は1年間とし、賃借料については、周辺農地の価格などを参考に、両者に価格を提示して、了承を得ております。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> <p>3番について、先ほどに引き続き、今村委員に代わり私の方から報告させていただきます。</p> <p>農用地利用集積の申し出があったため、地区に周知し、(氏名)としました。</p> <p>賃貸借期間は1年間とし、賃借料については、周辺農地の価格などを参考に、両者に価格を提示して、了承を得ております。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>以上で、報告が終わりました。</p> <p>申請番号4番から6番については、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。</p>

	<p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第31号、申請番号2番から6番について、「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p>
議長代理	<p>鈴木会長が、農委法第31条の規定に基づき、議事参与の制限を受けるため、議事進行が変わります。</p> <p>それでは、申請番号7番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
高橋主査	<p>(議案に基づき番号7番を説明)</p> <p>申請番号7番について、別紙に、農業経営基盤強化促進法第18条調書を添付し、利用権の設定等を受ける者の経営面積、農作業従事日数などを記載しております。</p> <p>なお、同法第18条第3項の各要件は、全て満たされていることを報告します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長代理	<p>内容の説明が終わりました。申請番号7番については、貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>

	<p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第31号、申請番号7番について、「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p>
議長	<p>以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。</p> <p>次に連絡事項に入ります。事務局より説明いたします。</p>
吉田局長	<p>次回の総会につきましては、6月26日「金曜日」を予定しておりますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>以上をもって、第35回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。</p>